

## 岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、岡山県内の事業主がプロフェッショナル人材を雇用するために必要な費用を補助し、もって県内事業所の経営体質の強化及び県内経済の成長等に資するため、予算の範囲内において岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「プロフェッショナル人材」とは、経営管理や新分野進出の責任者など企業の成長戦略を担う人材であり概ね3年以上の実務経験を有する者、又は、専門的な知識・技術を持ち製造現場などで活躍するスペシャリストであり概ね5年以上の実務経験を有する者であり、岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点と民間人材ビジネス事業者の連携による仲介によって県内の事業所への就業が決定した者をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業主とする。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する特例有限会社であること。
- (2) 資本金が10億円未満又は常時使用する従業員の数が1,000人未満であること。
- (3) 県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (4) 雇用保険の適用事業主であること。
- (5) 次のいずれかに該当する企業でないこと。
  - ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
  - ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
  - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業※本号において「大企業」とは、資本金10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上の企業とする。
- (6) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請ができないものとする。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者。

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が人材を雇用し、県内の事業所において就業させる事業のうち、雇用前の人材の居住地が県外であり、雇用により県内への移転を伴うものに限る。

2 補助事業者への補助金の交付は、同一会計年度内、1補助事業者あたりプロフェッショナル人材（以下「人材」という。）1人の雇用に対してのみとする。

3 本補助金とは別に、補助事業に対し補助金等を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、本補助金の交付の対象とならないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人材の雇用に要する経費のうち、民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内とし、その上限は、人材1人の雇用につき1,000,000円とする。

2 前項の規定において算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に補助事業計画書（様式第2号）その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第12条の規定に基づく事業変更の申請、第14条の規定に基づく事業中止の申請、第17条の規定に基づく実績報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）第3条第1項の規定によるものをいう。）により行うことができる。

(交付決定)

第9条 知事は、補助金交付申請書を受理したときは、規則第5条に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第10条 規則第7条に基づく補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第3

号) により行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、規則第8条第1項の規定に基づき補助金の交付の申請を取り下げるときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して7日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、補助金交付申請取下届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第12条 規則第10条に基づく交付申請の内容等の変更の承認申請は、補助事業変更承認申請書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第10条に定める軽易な変更は、補助対象経費の合計の20パーセント以内の減額をいう。

(変更の承認)

第13条 知事は、補助事業変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業の変更を承認し、補助事業変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業中止承認申請)

第14条 規則第10条に基づく事業の中止の承認申請は、補助事業中止承認申請書(様式第7号)によるものとする。

(事業中止の承認)

第15条 知事は、補助事業中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業の中止を承認し、補助事業中止承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(現地調査等)

第16条 知事は、必要に応じて人材の雇用状況、業務内容、関係書類や経営状況等について補助事業者には報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(実績報告)

第17条 規則第13条に基づく実績の報告は、補助事業実績報告書(様式第9号)及び補助事業実績書(様式第10号)によるものとし、補助対象経費が確定した日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 規則第14条に基づく補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第19条 補助金対象者は、補助金の額の確定の通知を受けた場合において、補助金を請求するときは、速やかに補助金請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第20条 規則第15条に基づく補助金の支払いは、補助金の請求があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(交付決定の取消)

第21条 知事は、補助事業者が法令、岡山県条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 補助事業者は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第23条 補助事業者は、補助事業の経理について、収支等が明確になる書類を整備し、当該事業を実施した年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

(雇用状況の報告)

第24条 補助事業者は、人材が就業を開始した日から起算して1年を経過する日現在の人材の雇用状況、業務内容等について、同日から起算して30日以内に人材雇用状況報告書(様式第14号)により知事に報告しなければならない。

(離職の報告)

第25条 補助事業者は、人材が就業を開始した日から起算して1年以内に離職した場合は、離職した日から起算して30日以内に、人材離職報告書(様式第15号)により知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、補助対象経費に変更が生じたときは、知事は、変更後の補助対象経費に対して第6条第1項の規定により補助金の額を算出し、既に交付した補助金の額が算出した額を超過する場合は、補助事業者に対し、差額の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。